平成２６年（フ）第３５号
栃木県那須郡那須町大字高久乙23番地219
債務者　山下　　勇
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月９日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第５５０号
東京都八王子市千人町２丁目16番６号エステート岡野315号
債務者　森住江身子
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月10日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３２６号
静岡市葵区瀬名川２丁目12番21号　原田アパート201号
債務者　鈴木　雅雄
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０１号
長崎県佐世保市小佐々町黒石589番地５　淡田貸家１号、前住所長崎県北松浦郡佐々町沖田免１番地19　沖田コーポ101号
債務者　浦田由利子
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月26日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２６年（フ）第１１２号
沖縄県中頭郡北中城村字島袋525番地　Ｅ２
債務者　安里　綾乃
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第５９７号
東京都日野市多摩平３丁目３番地の12西東京ハイツ405
債務者　小川　実行
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月17日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５９８号
東京都日野市多摩平３丁目３番地の12西東京ハイツ405
債務者　小川　大輔
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月17日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３２４号
静岡市清水区興津中町1512番地の２　清水興津中町団地210号
債務者　望月　幸典
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月10日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２５年（フ）第７８７号
千葉県船橋市西船２丁目７番22号　ハイツ山下105号
破産者　古山　典勇
1　決定年月日　平成26年７月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１２１８号
千葉市若葉区若松町2077番地４　サンフラワーハイツ10―301号
破産者　飯田　英雄
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６２号
千葉県旭市ニの3068番地３　美山ハイム
破産者　小林　公朗
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第１４９号
千葉県市川市大洲４丁目４番15号　プルミエール市川101号
破産者　牧野　弘文
1　決定年月日　平成26年８月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１５４号
千葉県船橋市印内３丁目39番17―202号、破産手続開始決定時の住所千葉県船橋市印内２丁目３番２―205号
破産者　寶達　昭彦
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第２１５号
東京都あきる野市菅生1159番地松楓園
破産者　加藤　ヒサ
1　決定年月日　平成26年８月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１５０号
埼玉県和光市白子２丁目17番61―101号　ルクソールヒル和光
破産者　浅田　和弘
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１９８号
埼玉県熊谷市新島322番地２、破産手続開始時の住所埼玉県深谷市瀬山561番地
破産者　金　　鍾克（通称金川鍾克）
1　決定年月日　平成26年８月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部